



裁定申請の概要

(1) 申請日

平成23年3月30日

(2) 申請者及び申請に係る放送事業者

山口県の有線テレビジョン放送事業者2社が、福岡県の放送事業者4社の放送の再送信同意に係る総務大臣の裁定を申請。

有線テレビジョン放送事業者（裁定申請者）		
事業者名	業務区域	
山口ケーブルビジョン株式会社	山口県	山口市
		防府市
		宇部市
		美祢市（旧美東町、旧秋芳町）
美祢市	山口県	美祢市（旧美祢市）



申請に係る放送事業者	
事業者名	放送対象地域
株式会社福岡放送（FBS） アールケービー毎日放送株式会社（RKB） 九州朝日放送株式会社（KBC） 株式会社TVQ九州放送（TVQ） （以下「福岡民放4社」）	福岡県

(3) 再送信しようとするテレビジョン放送

福岡民放4社所属の北九州標準デジタルテレビジョン放送局の放送

(4) 裁定申請の理由

再送信同意について協議が不調のため

裁定申請に関するこれまでの経緯について



これまでの経緯

(平成23年)

- 3月30日: 裁定申請
- 4月12日: 有線テレビジョン放送法第13条第4項に基づき、株式会社福岡放送、アールケービー毎日放送株式会社、九州朝日放送株式会社、株式会社TVQ九州放送に意見書の提出を要請。
- 4月26日: アールケービー毎日放送株式会社が意見書を提出。
- 4月28日: 福岡放送株式会社及び九州朝日放送株式会社が意見書を提出。
- 5月 2日: 株式会社TVQ九州放送が意見書を提出。
- 5月18日: 情報通信行政・郵政行政審議会有線放送部会第7回会合を開催。
 - ・有線テレビジョン放送法第26条の2に基づき、裁定について諮問。
 - ・裁定申請者(山口ケーブルビジョン株式会社及び美祢市)及び裁定対象者(福岡民放4社)から意見聴取。
 - ・諮問に対する今後の進め方について意見交換。
- 5月27日: 情報通信行政・郵政行政審議会有線放送部会第8回会合を開催。
 - ・答申骨子案について議論。
- 6月 3日: 情報通信行政・郵政行政審議会有線放送部会第9回会合を開催。
 - ・答申案について議論。
- 6月10日: 情報通信行政・郵政行政審議会有線放送部会第10回会合を開催。
 - ・答申案について議論。
- 6月15日: 情報通信行政・郵政行政審議会有線放送部会第11回会合を開催。
 - ・答申案について議論。
- 6月20日: 情報通信行政・郵政行政審議会有線放送部会第12回会合を開催。
 - ・答申案について議論し、答申。



- ・ 福岡民放4社の放送の再送信について、同意をしない正当な理由が認められないため、全て同意すべき旨裁定することが適当。

	福岡民放の主な主張	判断
1	・ 違法な再送信を行うなど、有線テレビジョン放送事業者としての適格性に問題がある。(KBC)	放送事業者から求められた多額の費用を要するチャンネル調整に応じなかったため、同意の更新が行われなかったものであり、申請者が放送事業者からチャンネル変更を求められた2年間を除き、約15年以上、現在まで適法に再送信同意を得ていることを勘案すれば、有線テレビジョン放送事業者としての適格性が問われるものではなく、再送信に同意をしない正当な理由とは認められない。
2	・ 再送信により、「放送の地域性に係る意図」が侵害される。(全社)	<p>(「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度)</p> <p>区域外再送信を実施した場合、一定程度の「放送の地域性に係る意図」の侵害が認められる。</p> <p>(受信者の利益の程度)</p> <p>福岡民放4局の放送対象地域と申請者の業務区域との間の人・物等の交流状況等(通勤・通学等人の移動状況は一定程度認められる、経済的取引状況は一定程度うかがえる、電波のスピルオーバーの状況は一定の面的広がりをもって存在する、一部の地域を除き視聴習慣、視聴実態が認められる)から、「受信者が自らの生活等に必要な地域情報の取得」の観点からみた受信者の利益があるものと認めることができる。</p> <p>(比較衡量)</p> <p>受信者の利益が認められるため、「放送の地域性に係る意図」の侵害が受忍限度を越えているとは言えず、再送信に同意をしない正当な理由とは認められない。</p>
3	・ 地元放送事業者の同意がない。(TVQ)	放送事業者の番組編集上の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる主張とは言えず、再送信に同意をしない正当な理由とは認められない。
4	・ 再送信を求められている放送局の番組の多くは同一系列の山口民放局の番組と同じであり、情報格差はない。(KBC)	

裁定申請に関する審議会の答申について(美祢市)



- ・ 有線テレビジョン放送法第13条第3項の「協議が調わず、又はその協議をすることができないとき」に該当しないため、拒否処分とすることが適当。

	福岡民放の主な主張	判断
1	<ul style="list-style-type: none">・ 大臣裁定申請の要件に該当しない。	<ul style="list-style-type: none">・ 実質的な協議は大臣裁定を申請する直前の2回のみ、協議期間も1ヶ月未満であり、福岡民放4社は十分な協議が行われていないため当事者間の協議継続を求めている。申請者は2回目の協議において、大臣裁定申請の意向を表明しており、福岡民放4社との間においては、十分な協議が行われておらず、歩み寄る余地がないものとは言えないと解さざるを得ない。・ また、申請者に対し、協議の内容についての認識と根拠となる具体的事実を求めたが「協議が調わず、又はその協議をすることができないとき」に該当するとみるべき特段の理由はみられなかった。

※ 大臣裁定申請の要件に該当しないため、福岡民放4社のその他の主張については判断を行わなかった。